時事新報

ハリソン氏の政策（昨日の續き）

米國政治社會の大問題たる國庫餘剰金の處分と歳出入均一法の手段とに就てレパブリカン黨の主張する所は昨日の紙上に記したれば次に他の二三政策のデモクラット黨と相容れずして軋轢の甚しきものを掲げんに第一支那人の來住禁止に關してはレパブリカン黨は初より賛成して獨りデモクラット黨を助けざるのみならずハリソン氏の如きは其教書に於て「予は熱心に支那人拒絶を主張する者なれば身親ら其任に當るに於ては充分の政策を施すべきは勿論其來住を制止する爲めには現行の法律より更に嚴重なる新法を設くるも或は從前の法に改正を加ふるも與に予の賛成する所なして即ち大會議の決議は能く予の意見に投合して戻らざる者なり」とまで明言したり左ればレパブリカン黨の議論に於ては元來敵黨は自由貿易を主張しながら支那人の米國に來るを拒み曾に禁止税を課するに止まらずして法律の力を假り一切其來住を防がんとするは前後矛盾の次第なる可し我黨は保護政策の大義に則り内地の製産者と勞力者とを庇蔭するの必要を認むるが故に常に外國より勞力の輸入を防がんと欲して百方盡力する者なり即ち支那人來住禁止も其一條なりと雖も抑も〳〵關税は全體せざる可らずと唱へ内地の人民をして長るべき外國競爭の衝に當らしむるも更に危險なしと主張するデモクラット黨にして却て支那人の來住を恐怖し過しく之を防ぐは我黨の聞て甚だ怪む所なりと爲し其初デモクラット黨が支那人來住禁止條例案を國會に出すに當りても世人はレパブリカン黨の精神は兎も角も唯敵黨に反對の手段として必ず之を攻撃するとならんと思ひの外に速に賛成同意を表し吾れ若し取て之に代らば一段嚴密なる禁止案を行はんと迄に聲言したるは寧ろクレヴランド氏の不意を瞰しさる所なる可しデモクラット黨は自ら原案を出しながら案外なる敵の舉動に逢ふて中途に引留せらんとしたれども騎虎の勢制す可らずして遂に議決に至りたるはレパブリカン黨の爲めに戰せられたる姿なきに非ず又州外地を州と爲すの疑問に就てはハリソン氏は現在の州外地に加へて差支なき若少ならずと雖も尚ほ之を依然たる州現下の地位に措て參政を許さゞるは人民正當の權利を枉げたる政策なり畢竟一時の耳目に適應せしむる爲めに施行したる便法を歳月既に積んで人口稠密なる諸州をも永く權利を奪ふ所なからしめんとするは不當の法なりと言を俟たずと論じ去れどもクレヴランド氏の爲めに計るときは右の州外地中には撰擧の日に敵黨に與する者多からんとの恐れあるが故に今回の爭ふ先ち之に州權を渡すは恰も敵に兵を假すに異ならずとして甚だ之を憚りたれども左ればとて何時までも州權を渡さゞれば地方人民の不平と輿論の攻撃と氏の一身に聚まる可きが故に氏は之に處するの策を講じ既に州外地を州と爲すの胸算は定まりあがらも本年再度の撰擧を終るまでは此事以て他人に語る可らず斯くて彌〳〵明年三月現職就任の旨を披露すると共に同時に右の次第を發表せんとの苦心ありしにレパブリカン黨は之を獲て其狡猾を罵りたるよりデモクラット黨も殆んど答辨に苦みたる由は米國最近の郵報に依て我輩の知悉したる所なり又年來外交上の問題たりしカナダ漁業條約は先に英國の委員チャンバリン氏と米國々務卿との談判に依て雙方讓るべきの利便を讓りクレヴランド氏も承諾して彌々條約決定に至らんとするに際し上院に反對起りて其案を否決したるが爲め折角に纏まらんとしたる紛議も再び破綻して今は如何ともす可らざるの有様なり又何故に上院が之を否決したりやと尋ぬるに國務卿の締約せんとしたる漁業條約は大に合衆國の利益を殺ぐに英國人に讓る所のものなれば我國漁民の困難は今後一層甚しかる可し且つ國の體面より言ふも斯くまでに已れを枉げて人に屈するは不都合なるが故に現任大統領の意見は兎も角も上院は斷じて之に抵抗せざる可らずとの趣旨なりしが如し是も近來の出來事にして爲めにデモクラット黨の勢を挫折せしめたるに疑あるまじ

以上はハリソン氏の政策にして敵黨の議論を駁し自黨の論鋒を進むる手段は中々感服すべき者あり殊にレパブリカン黨中第一の巨擘と聞えたるブレーン氏が自身に候補者たるを辭しハリソン氏の爲めに力を盡し投票分散の弊を防て黨勢を一點に聚めたるは政治上の手腕妙を得たりと云はざる可らず左れば今回ハリソン氏當撰の電報も偶然ならずして益〳〵信ず可きものゝ如し但し撰擧の當日は勝敗實地の模様如何なりしか其等の報に接するも亦近きに在る可ければ我輩は暫く知る所を記して後の報に待つのみ　（完）

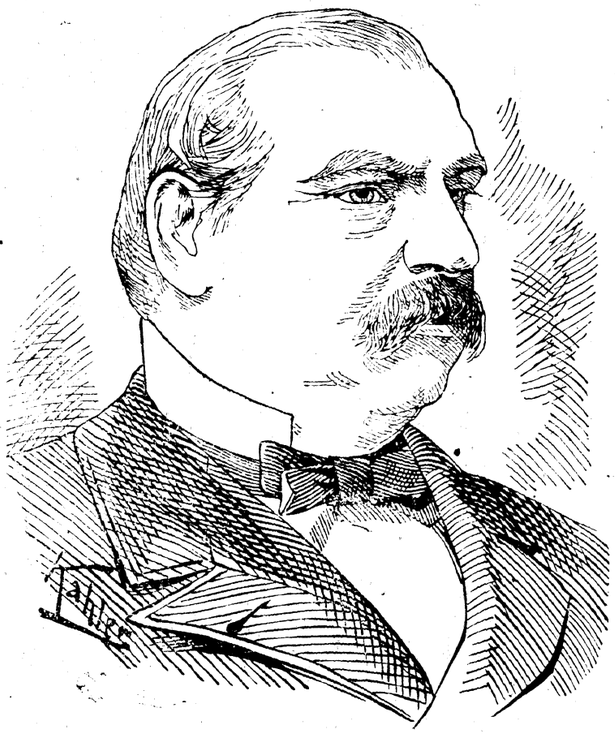

クレヴランド氏の肖像

官報

○大藏省告示第百三十九號

一金五百萬圓　七分利付金禄公債元金
但内金一萬圓ハ二十一年度歳計豫算ニ據リ償還ノ分
右金額本月中償還ス
但抽籤ノ都合ニ依リ償還金額ニ多少ノ增減アルヘシ
明治廿一年十一月九日　大藏大臣伯爵松方正義

○歐洲諸國海軍艦船の總數　千八百八十七年の終末に於て歐洲諸國海軍艦船の總數は當時建造中に係るものを外ふして左の如し（本年九月二日露國ノウォエニウレミヤ）

英吉利　甲鐵艦六十八艘（内戰艦四十六艘、海岸防衛艦十二艘、巡航艦十艘）、半甲鐵巡航艦九艘、非甲鐵巡航艦七十五艘、砲艦九十五艘、快報艦四艘、水雷船二十二艘、水雷艇百四十二艘、練習艦三十艘、運送艦十三艘、爾他諸種の艦船百四十二艘、合計六百艘なりとす但し殖民地備付の艦船は此外なり

佛蘭西　甲鐵艦五十一艘（内戰艦二十三艘、海岸防衛艦十九艘、巡航艦九艘）半甲鐵巡航艦七艘、非甲鐵巡航艦五十三艘、砲艦七十五艘、快報艦六十七艘、水雷船十三艘、水雷艇百三十三艘、練習艦十六艘、運送艦二十七艘、爾他諸種の艦船六十三艘、合計五百五艘なり但し此外に挽船七十五艘、螺汽船十一艘及帆船百九十二艘を有す

伊太利　甲鐵艦二十一艘（内戰艦十八艘、海岸防衛艦三艘）半甲鐵巡航艦六艘、非甲鐵巡航艦十五艘、砲艦八艘、快報艦九艘、水雷船三艘、水雷艇百八艇、練習艦三艘、運送艦二十二艘、爾他諸種の艦船三十八艘合計二百二十三艘

獨逸　甲鐵艦二十七艘（内戰艦十三艘、海岸防衛艦十四艘）非甲鐵巡航艦二十五艘、砲艦五艘、快報艦七艘、水雷船三艘、水雷艇九十一艘、練習艦十艘、爾他諸種の艦船三十六艘合計百九十八艘

和蘭　甲鐵艦二十三艘（内戰艦二艘、海岸防衛艦二十一艘）非甲鐵巡航艦十三艘、砲艦三十一艘、水雷船一艘、水雷艇二十六艘、練習艦十四艘、爾他諸種の艦船九艘此外印度殖民地備付の砲艦二十四艘、汽船四艘にして合計百四十五艘

土耳其　甲鐵戰艦十四艘、同海岸防衛艦四艘、非甲鐵巡航艦十八艘、砲艦六艘、快報艦廿五艘、水雷船四艘、水雷艇二十九艘、練習艦三艘、運送艦十三艘、汽船四十八艘合計百六十四艘

西班牙　甲鐵戰艦五艘、非甲鐵巡航艦卅五艘、砲艦五十艘、快報艦二艘、水雷船一艘、水雷艇十七艘、練習艦五艘、運送艦七艘爾他諸種の艦船卅艘合計百五十二艘

澳地利　甲鐵戰艦十一艘、河用甲鐵艦二艘、非甲鐵巡航艦十七艘、砲艦九艘、快報艦三艘、水雷船一艘、水雷艇四十五艘、練習艦十艘、運送艦四艘、爾他諸種の艦船十一艘合計百十三艘

瑞典　甲鐵防衛艦十五艘、非甲鐵巡航艦四艘、砲艦十六艘、水雷船一艘、水雷艇三十八艘、練習艦二艘、運送艦二艘、爾他諸種の艦船十艘合計八十八艘

丁抹　甲鐵防衛艦八艘、非甲鐵巡航艦七艘、砲艦八艘、水雷船一艘、水雷艇十六艘、練習艦四艘、運送艦十六艘、爾他諸種の艦船二十一艘合計八十一艘

諾威　甲鐵戰艦四艘、非甲鐵巡航艦四艘、砲艦三十艘、水雷艇六艘、撥橈船三艘、運送艦二艘、爾他諸種の汽船四艘合計五十三艘

露西亞　波羅的艦隊甲鐵艦三十一艘（内戰艦六艘、海岸防衛艦十三艘、巡航艦十七艘）半甲鐵巡航艦三艘、非甲鐵巡航艦十七艘、砲艦十一艘、快報艦十二艘、水雷船八艘、水雷艇五十四艘、練習艦、運送艦等諸種ノ艦船百一艘なり黑海艦隊甲鐵艦五艘、巡航艦二十五艘、水雷船二艘、水雷艇八十六艘、運送艦等諸種の艦船五十九艘あり西伯利分艦隊巡航艦二艘、砲艦六艘、水雷艇八艘、爾他諸種の艦船四十艘なり裏海分艦隊砲艦四艘、運送艦三艘、爾他諸種の艦船十三艘合計四百八十艘とす

○勅令第七十三號參照　（前號の續）

第十一節　都テ護渡又ハ賣買等ハ相對ノ約定ヲ以テ其所有權ヲ轉移スルヲ得ヘシ然レトモ前各節ノ手續ヲ了セサル所有權ハ之ヲ持スルヲ得ス

フサレハ

ルモ亦前

第十二節

渡方並十

元金年賦

十一月一

ノ混淆セ

ヘシ

第十三節

節ハ其屬

印（官印

但記名

第十四節

合等ノ類

モ其内主

人ノ姓名

ハ學校ハ

店ハ支配

目ヲ肩書

ニスルノ

以テ取引

代任ノ

譯及ヒ其

ハ簿冊ヘ

後代任ノ

名實印ヲ

但是迄

スル向

定メ管

準シ

第一節

トレ所持

ヘキ元金

ノ委任狀

リトモ相

第二節

ノ手續ヲ

第八節

第一節

ノ場所ト

管廳ニ申

第二節

渡シ置ク

足レ割印

取引換

第一節

又ハ盜難

ノ賠償書

管廳ヘ同

但管廳

スヘシ

●●當場賣約ヲ以テ賣買致候節印紙貼用ノ儀ハ十月二十五日期限相滿候間正價十二圓ニ復スヘキ處御申込意外ニ多ク謹謝ノ至リニ候尚禽族蕃殖ノ途ヲ擴張センガ爲メ當分ノ内正價一割二分五厘引即十圓五十錢ヲ以テ

岡千二慶先生口述
一大學講義　正價金十五錢　郵税金六錢
該書ハ標記ニ相生社ニ於テ出版發賣候處諸紳士ノ愛顧

●安閑寺名灸横濱出張
今般神奈川縣廳の認可を得横濱常盤町五丁目七十四番地に出張所を設け毎月五日十四日を以て灸治執行す